

令和7年度

福島市監査基本計画

福島市監査委員事務局

目 次

1. 基本方針-----	1
2. 監査等の種類、対象及び実施予定時期-----	2
3. 監査結果等の公表について-----	7
4. 実施体制-----	8
5. その他-----	8
6. 令和7年度監査年間計画表-----	10

令和7年度監査基本計画

本計画は、福島市監査基準第13条に基づき、監査等を効率的に実施するため策定するものである。

1. 基本方針

福島市監査委員は、法令により定められた権限及び監査基準等に基づき、本市の施策について市民の立場に立ち、正確性（書類等が正確であること）、合规性（法令等に従って事務が執行されていること）の観点はもとより、経済性（経費等に無駄がないこと）、効率性（成果に対して最少の経費及び時間で事務が執行されていること）、有効性（目的に見合った成果が表れていること）の観点からも監査を実施する。また、内部統制（ルールや仕組み）の整備状況にも着眼しながら重点監査事項を設定するとともに、正確で合理的な事務の執行及び事業の管理へ導くことができるような実効性のある監査の実施を目指す。

また、デジタル化の進展により、電子決裁が導入されるなど、事務の効率化が図られ、監査の実施においても変革期を迎えている中、常に課題を把握し、改善に努め、監査の水準を高めていく。

なお、本市を取り巻く内外の環境、リスク（目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度、過去の監査結果に対する措置状況、人的及び時間的な監査資源等を総合的に勘案し、監査を実施するほか、監査結果については、市民に分かりやすい内容・表現により作成し、引き続き市ホームページ等で公表していくとともに、監査委員制度をはじめとした監査情報についても周知に努める。

2. 監査等の種類、対象及び実施予定時期

令和7年度の監査等の実施については、次のとおりとする。

なお、実施予定時期等の詳細は、「令和7年度監査年間計画表」のとおり。

(1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施する。

令和7年度は、前年度に引き続き「市が補助金等を支出している事務」を重点監査事項とする。

<実施手続>

- ① 市長や関係部長等に対し通知し、監査資料の提出を求める。
- ② 提出された資料等により、内部統制についても勘案のうえ、事務局職員による予備監査を行う。
- ③ 本監査において、関係職員の出席を求め、事務事業に関する監査委員による質疑を行う。また、必要に応じて監査委員による施設実査を行う。
- ④ 本監査の結果を受け委員協議を行い、議長、市長等に監査結果を報告するとともに、公表する。
- ⑤ 監査の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるもの等については、改善状況について報告を求める。

実施予定時期	対 象 組 織 等		内 容
4月中旬～ 7月下旬	危機管理室		令和6年4月～ 令和6年9月の 執行業務 (関連する業務を 含む)
	政策調整部	政策調整課、広聴広報課 地域共創課、 デジタル改革室： デジタル推進課、情報企画課、	

実施予定時期	対 象 組 織 等		内 容
8 月中旬～ 12 月下旬	総務部	総務課、秘書課、人事課、 男女共同参画センター	令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 3 月の 執行業務 (関連する業務を 含む)
	環境部	環境政策課、環境衛生課、 ごみ政策課、廃棄物対策課、 環境施設マネジメント室： 環境施設整備課、 あぶくまクリーンセンター、 あらかわクリーンセンター	
10 月上旬～ 2 月下旬	支所・出張所 (6)	信陵、信夫、飯坂、茂庭出張所 東部、大波出張所	令和 7 年 4 月～ 令和 7 年 8 月の 執行業務 (関連する業務を 含む)
	学習センター (4)	信陵、信夫、飯坂、もちずり	
	小学校 (9)	福島第一、福島第二、 福島第三、福島第四、 清明、渡利、南向台、杉妻、 岡山	
	中学校 (8)	福島第一、福島第二 福島第三、福島第四 福島第四中学校天神スクール 岳陽、渡利、ふくしま支援学校	
	幼稚園 (2)	渡利、杉妻	
	保育所 (3)	杉妻、蓬萊、蓬萊第二	
11 月中旬～ 3 月下旬	市民・文化 スポーツ部	生活課、市民課、 スマート窓口推進課、 国保年金課、定住交流課 文化スポーツ推進室： 文化振興課、スポーツ振興課	令和 7 年 4 月～ 令和 7 年 9 月の 執行業務 (関連する業務を 含む)

(2) 随時監査（工事監査）（法第 199 条第 1 項、第 5 項）

対象工事に係る設計、契約、施工等が適正に行われているかを主眼として実施する。

実施にあたっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、調査を外部に委託する。

実施予定時期	対象組織等	内 容
7 月上旬～2 月下旬	所管する組織	概ね事業費 5,000 万円以上の工事の中から、監査時の事業の進捗率等により監査委員協議で選定した工事

(3) 行政監査（法第 199 条第 2 項）

事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施する。

実施予定時期	対象組織等	内 容
必要に応じて実施	所管する組織	組織、人員、事務処理方法等の行政運営全般の中から監査委員協議で選定したテーマ

(4) 財政援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）

当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が、目的に沿って適正に行われているかを主眼として実施する。

実施にあたっては、決算書類と関係帳票の照合などを行う。

① 財政援助団体監査（定期監査対象組織が補助金等を交付している団体等）

実施予定時期	対象組織等	内 容
必要に応じて実施 （実施する場合は定期監査時に併せて実施）	定期監査対象組織	・ 定期監査対象組織が所管する補助金等の額が概ね 500 万円以上の団体等の中から、これまでの実施状況等により監査委員協議で選定した団体等の補助対象事務事業

② 出資団体監査（市が 25 パーセント以上出資している団体）

実施予定時期	対象組織等	内 容
必要に応じて実施	所管する組織	・ 出資団体の中から、これまでの実施状況等により監査委員協議で選定した団体 ・ 直近の決算事業年度における事務

③ 指定管理者監査（公の施設の管理を行っている団体）

実施予定時期	対象組織等	内 容
必要に応じて実施	所管する組織	・ 指定管理者の中から、これまでの実施状況等により監査委員協議で選定した団体 ・ 直近の決算事業年度における事務

（５）決算審査（法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

決算計数の正確性を検証するとともに、予算の執行、財政状態及び経営成績等の適正性について審査する。

実施にあたっては、市長から送付された各会計歳入歳出決算書、決算附属書類等について、会計管理者、水道事業管理者及び各課から提出された証拠書類等と照合し、必要に応じて関係職員から説明を受ける。

審査終了後、審査意見書を市長へ提出する。

① 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

実施予定時期	内 容
7 月上旬～8 月中旬	令和 6 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算状況

② 公営企業会計決算審査

実施予定時期	内 容
6 月中旬～7 月下旬	令和 6 年度水道事業会計・下水道事業会計・農業集落排水事業会計の決算状況

(6) 基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

計数の正確性を検証するとともに、基金の運用状況の適正性について審査する。
審査終了後、審査意見書を市長へ提出する。

実施予定時期	内 容
7 月上旬～8 月中旬	令和 6 年度における基金運用状況

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性について審査する。
審査終了後、審査意見書を市長へ提出する。

実施予定時期	内 容
7 月上旬～8 月中旬	令和 6 年度福島市健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び資金不足比率

(8) 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

各会計における現金出納事務の適正性について検査する。

検査日は、原則として検査対象月の翌月 25 日とする（当日が休日に当たる場合等は、変更する）。ただし、やむを得ない事情があるときは、変更することができる。
（福島市監査委員条例第 5 条）

<実施手続>

- ① 検査日の 4 営業日前までに資料・帳簿の提出を求める。
- ② 提出された資料等について、事務局で検算・照合し、一般・特別会計は、歳出関係調（支出命令書・小切手振出額一覧表）及び現金出納状況突合表を、企業会計は、現金出納状況調及び現金預金区分調を作成する。
- ③ 検査方法については次のとおりとする。
 - ア 偶数月：提出資料に基づき、直接、関係職員から収支状況について説明を受ける対面検査
 - イ 奇数月：提出帳簿等との照合による書面検査
- ④ 結果報告書を議長、市長及び関係機関の長に提出する。

実施予定時期	内 容
毎月下旬	各会計における毎月の現金出納状況

(9) その他の監査

住民監査請求（法第242条）に基づく監査、その他の監査については、必要に応じ、当該法令の規定に基づきその都度判断し、監査を実施する。

3. 監査結果等の公表について

(1) 定期監査、随時監査（工事監査）等（法第199条第9項）

監査結果について、福島市公告式条例に基づき公表するほか、市ホームページに掲載する。

<監査結果として示されるもの>

① 勧告（公表）

- ア 「② 指摘事項」のうち、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
- イ 「② 指摘事項」としたもののうち、相当の期間を経過してもなお特段の理由もなく必要な措置が講じられないもの

② 指摘事項（公表）

- ア 法令、条例、規則等の違反が重大なもの
- イ 故意又は重大な過失によるもの
- ウ 収入確保に適切な措置を要するもの
- エ 著しく不経済のもの又は著しく損害が生じているもの
- オ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- カ 著しく正確性を欠くもの
- キ 著しく有効性を欠くもの
- ク 著しく合理性を欠くもの
- ケ 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項と認められるもの

③ 注意事項

- ア 指摘には至らないが、事務処理上、改善を要するもの
- イ その他、特に注意すべき事項と認められるもの

④ 検討事項

- ア 指摘事項や注意事項ではないが、検討すべき事項と認められるもの
- イ その他、意見として述べるべきと認められるもの

(2) 決算、基金運用状況、健全化判断比率等審査

審査結果について、審査意見書を市ホームページに掲載する。

(3) 例月出納検査

検査結果について、市ホームページに掲載する。

(4) その他

上記のほか、福島市監査基準や本計画、監査委員の概要及び監査等の種類や内容について市ホームページに掲載する。

4. 実施体制

(1) 監査委員（定数 4名）

令和7年4月1日現在

区 分		氏 名	就 退 任 年 月 日	備 考
識見委員	常 勤	矢 吹 淳 一	令和 7年 4月 1日～	代表監査委員
	非常勤	佐 藤 成	令和 5年10月 1日～	公認会計士
議選委員	非常勤	尾 形 武	令和 5年 8月 7日～	市議会議員
	非常勤	丹 治 誠	令和 5年 8月 7日～	市議会議員

(2) 事務局

① 職員数：定数 8人 ― 実数 7人

② 組 織：局長（1人）・・次長（1人）・・主任（1人）・・主査(4人)

5. その他

(1) 計画の変更

本計画の前提として把握した事象や環境が変化した場合等は、必要に応じ計画の変更を行う。

(2) 都市監査関係団体との連携

監査委員制度の調査研究や監査実施状況等に関する情報交換のため、次の団体の会議や研修会に参加する。

なお、開催時期等の詳細は、「令和7年度監査年間計画表」のとおり。

- ① 全国都市監査委員会 ② 東北都市監査委員会
- ③ 福島県都市監査委員会 ④ 中核市監査（委員）事務局連絡会

6. 令和7年度監査年間計画表

定期監査 (法第199条第4項)				学校等出先機関定期監査 (法第199条第4項)								随時監査（工事監査）・行政監査・財政援助団体等監査 (法第199条第2項・第5項・第7項)				決 算 審 査 等 (法第233条第2項・第241条第5項 地方公営企業法第30条第2項 等)				例 月 出 納 検 査 (法第235条の2第1項)				全国・東北・福島県都市監査委員会 中核市監査（委員）事務局連絡会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
月	日	曜日	本庁部局	日	曜日	支所	学習センター	小学校	中学校	幼稚園	保育所、 認定こども園	月	日	曜日	内 容	月	日	曜日	内 容	月	日	曜日	内 容	月	日	曜日	場 所	内 容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4月												4月	9	水	委員協議：工事監査・財政援助団体監査 実施計画	4月					4月					4月					4月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									</

令和7年度 福島市監査基本計画

令和7年4月1日発行

編集・発行 福島市監査委員事務局